

門 総 第 66 号
令和 6 年 11 月 8 日

公益社団法人 門司法人会
会長 野畑 昭彦 様



門司税務署長

税務行政におけるDX推進に向けた施策の周知について
(協力依頼)

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。国税当局においては、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォームーション—税務行政の将来像2023ー」を公表しており、納税者の利便性向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでまいりますので、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 税務手続のオンライン（e-Tax）利用の推進について

国税当局では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずに行ける社会」を目指し、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax の利用拡大を推進しています。

e-Tax 利用率は順調に増加していますが、中期的なオンライン利用率目標（「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和5年10月20日改定））を設定し、更なる向上を目指しています。

国税に関する全ての申告や申請については、原則としてオンラインで手続ができるようになります。e-Tax を利用することで、手続きいただく皆様の利便にもつながりますので、積極的な e-Tax の御利用をお願い申し上げます。

2 キャッシュレス納付の利用拡大について

国税当局では、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

納付にあたりましては、①ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）、②インターネットバンキング、③スマホアプリ納付、④クレジットカード納付、⑤振替納税といった多様な納付手段から、自身にあった納付手段を御利用いただけます。

キャッシュレス納付のメリットを御理解いただき、できる限り多くの方にキャッシ

ュレス納付を利用していただけるよう、利用勧奨への御協力をお願い申し上げます。

3 年末調整手続の電子化の推進について

国税当局では、企業等・従業員双方の年末調整に係る事務コストの軽減を図るため、年末調整手続の電子化を推進しています。

電子化により、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、勤務先は各控除額の確認やシステム入力が不要になります。

マイナポータル連携を利用した自動入力の対象データの拡大や「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(従業員が控除申告書を作成するソフトウェア)の無償提供に取り組んでいますので、年末調整手続の電子化推進への御協力をお願い申し上げます。

4 事業者の業務のデジタル化促進に向けた取組について

国税当局では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像 2023」において、これまでの「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、新たに「事業者のデジタル化促進」に取り組むことを掲げました。

受発注から申告・納税までの一貫したデジタル処理により、事業者の業務における正確性の向上や書類保存コストの低減が期待されるほか、更なる税務手続のデジタル化の進展も期待されます。

e-Tax の利用や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付を含めた様々な側面からの業務のデジタル化の促進を働きかけていただきますよう御協力をお願い申し上げます。